

関西支部平成 24 年度第 3 回支部講演会報告

石井香奈子 (いしい かなこ)

有馬昌宏 (ありま まさひろ)

兵庫県立大学応用情報科学研究科

関西支部の 2012 年度第 3 回講演会が、「官の情報システム」研究部会との共催で、2013 年 1 月 12 日（土）の午後 3 時から午後 5 時まで、神戸市中央区の淡水サロンを会場に、公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院看護管理室・医療情報部の三原由記子氏を講師にお迎えし、「医療の情報化を考える―看護を電子化する―」との演題で実施され、講演と質疑応答が行われた。

講演は、大きく分けて、①看護師の仕事と看護情報、②電子カルテ構築のポイント、の二つのキーワードに基づいて行われ、1980 年の医事オンラインサービスの利用開始から始まった北野病院の IT 化の変遷と、2010 年に稼動した電子カルテシステムと 2012 年 7 月の新電子カルテシステムのリプレイスへの経緯と課題についてもお話しいただいた。

講演の最初では、まず、「看護」ならびに「看護記録」とは何かについて、日本看護協会の業務基準 2006 に基づいて定義と解説がなされたうえで、看護記録の法的位置づけについて、保健師助産師看護師法で規定されている看護記録の記載と保存の義務づけはないものの、2007 年 4 月に改正された医療法において、施設基準や診療報酬の算定要件として病院が備えておかなければならない診療に関する諸記録に看護記録を追加することになったことが説明

され、看護記録の目的として、①看護の実践の明示、②患者に提供するケアの根拠の提示、③医療チーム間での情報交換および患者と看護師の間の情報交換の手段、④患者の心理状態や病状、医療の提供の経過およびその結果に関する情報の提供、⑤患者に生じた問題、必要とされたケアに対する看護実践と患者の反応に関する情報の提供、⑥病院がその設立要件や診療報酬上の要件を満たしていることの証明、⑦ケアの評価や質向上およびケア開発の資料、⑧医療事故や医療訴訟の際の法的資料、が示された。また、看護師の仕事はリスクと背中合わせであり、看護記録を中心とする看護に関連したデータや情報を同定し、収集し、処理し、管理することを対象とする看護情報学の重要性を指摘された。

つづいて、看護記録の電子化に関して、1999 年 4 月に厚生省から「真正性」、「見読性」、「保存性」のそれぞれの確保という三つの基準を満たす場合に記録の電子媒体での保存を認める通知が出されたことが電子化への契機となっており、医療における電子化の潮流は止められないので、医師・看護師など医療従事者は将来像を見据えつつ、患者にとって望ましいシステムとは何かを常に考えて電子化を推進する必要があることを指摘された。また、看護記録（カルテ）の電子化は、コンピュータを使って記録をするのが目的ではなく、コンピュータの活用によって看護・医療の質を高めることが目的であることを強調され、具体的には、①個々の患者の健康の状態を正しくとらえること、②個別的な看護実践を行うこと、③標準看護用語を用いることにより医療者間の情報共有を効果的にすること、④ケアおよび研究データとして活用すること、を示された。

最後に、医療の情報化に向けてのポイントとして、医療の質の向上には医療の情報化は重要な要素であり、電子カルテシステムの標準化が積極的に進められるべきであるとして、①医療と情報システム



の専門知識を有する人材でチームを作ることが必要
であること、②医療情報が国民にオープンにされる
工夫が必要であること、③国の後押しが発展のキー

になること、④情報化にかかるコストの縮小に努力
すべきであること、を指摘されて講演を締めくく
られた。